

## 1 申請時提出書類一覧

全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。

A 全体 改修	B 部分 改修	提出書類、作成上の注意
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>補助金交付申請書</b> （第 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>内訳書</b> （第 1 - 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>住宅の所有者、建築年月日及び延べ面積が分かる書類</b> ・登記事項証明書等（申請日より 3 か月以内に発行されたものに限る）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>位置図</b> ・住宅地図等に住宅の位置を矢印やマーカーなどで明示してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>平面図、立面図、断面図等</b> ・住宅全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修場所、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>省エネ改修工事に係る見積書の写し</b> ・工事ごとの金額の内訳、使用する建材、寸法、仕様、施工方法等が確認できるもの。使用する建材、寸法、仕様、施工方法等が見積書に記載されていない場合は、別に工事の内容を説明する書類を提出してください。 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示してください。 ・施工部位ごとの費用がわかるように記載してください。
<input type="checkbox"/>	-	<b>BELS 評価書等</b> ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式を提出してください。
<input type="checkbox"/>	-	<b>（全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合）第 3 条第 1 項第 1 号ウ（ア）から（ウ）のいずれかに該当することが確認できる書類</b> ・壁量計算書、住宅性能評価書、構造計算書等
-	<input type="checkbox"/>	<b>省エネ改修工事が要綱別表 1 - 1 の仕様を満たしていることが確認できる書類</b> ・こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業において登録されている場合は登録されていることがわかるもの。（登録画面を印刷したもの等） ・こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業において登録が確認できない場合は、建材メーカーが発行しているカタログ等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>現況写真等</b> ・全体改修は住宅の全景（正面及び側面）と改修する部分の写真を撮ってください。 ・部分改修は改修する部分の写真を撮ってください。 ・撮影場所、撮影日、現況が ZEH 水準を満たしていないことの説明（「アルミサッシの単板ガラスの窓であり ZEH 基準を満たしていない」など）を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>別表 1-2 に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類</b> ・耐震改修補助事業交付決定通知書等

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	（該当がある場合）他の補助金等申請書の写し

## 2 変更申請時提出書類一覧

全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。

A	B	
全体改修	部分改修	提出書類、作成上の注意
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金変更交付申請書（第 4 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内訳書（第 1 - 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付決定時から、変更となる事項を示すもの

## 3 完了実績報告時提出書類一覧

全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。

A	B	
全体改修	部分改修	提出書類、作成上の注意
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	完了実績報告書（第 8 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内訳書（第 1 - 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工チェックリスト（第 8 号様式別紙） ・施工会社が作成すること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>契約書等の写し</b> ・住宅の所有者と施工業者等との契約の書面の写し ・注文書及び請書により請負契約を締結する場合は、注文書及び請書の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>領収書の写し</b> ・住宅の所有者が施工業者等に代金を支払った際の領収書 ・申請者の名義以外の支払は認められません。 ・領収書は、補助対象となる改修工事であることが分かるよう、内容を記載すること
<input type="checkbox"/>	-	<b>BELS 評価書の写し</b> ・BELS の評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合のみ（申請時に未提出の場合）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>工事施工中の写真（躯体等の断熱化に係る改修工事、LED照明）</b> ・交付申請の内容のとおり確かに施工されていることが確認できるよう工事施工中の現場の写真を撮ってください。 ・施工後に隠れて見えなくなる部分があれば、その写真を重点的に撮ってください。 ・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>工事完了後の写真</b> ・工事完了後の現場の写真及び材料の仕様（製品型番号など）がわかる写真を撮ってください。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番及び数量が把握できるよう、納品時の梱包写真を提出してください。</li> <li>・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。</li> </ul>
□	□	<p><b>出荷証明書等の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料の仕様（製品型番号など）、厚み、寸法等がわかる書類を提出してください。</li> <li>・改修したものすべての出荷証明書を提出すること。</li> </ul>

※同時に耐震改修工事を実施した場合の確認書類について

- ・補助事業に係る改修工事と同時に耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施した場合は、別途、耐震改修工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

※同時に構造補強工事を実施した場合の確認書類について

- ・補助事業に係る改修工事と同時に構造安全性を確保するための構造補強改修工事を実施した場合は、別途、構造補強工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

#### 4 請求時提出書類

補助金交付請求書（様式第10号）

※**完了実績報告書と同時に**提出することもできます。その際は、日付を空欄にしてください。

#### 5 提出期限（交付申請・完了実績報告・請求書）

**令和7年2月28日（金）**

※交付申請は、工事の契約前に提出し、交付決定を受ける必要があります。

※完了実績報告は、工事完了日から起算して、60日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

#### 6 提出方法・提出先

○提出方法：郵送、または窓口まで直接ご提出ください。

○提出先（窓口）：

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所環境政策課 「住宅省エネ改修補助金」係

電話：0565-41-7391

○提出にあたって

- ・郵送する場合は、事前に窓口へご連絡ください。

#### 7 その他留意事項提出方法・提出先

上記1～4の書類のほか、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求めることがあります。